

見附市告示第153号

道の駅パティオにいがたの指定管理者について、次のとおり指定し、見附市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年見附市条例第4号）第5条の規定により告示する。

令和7年12月17日

見附市長 稲田亮

記

| | |
|----------|----------------------------|
| 指定をした日 | 令和7年12月17日 |
| 施設の名称 | 道の駅パティオにいがた |
| 指定管理者の名称 | マルイ・きらく共同事業体 |
| 指定期間 | 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで |